

第2 検討部会 会議録

会議の名称	第20回 第2 検討部会
開催日時	平成20年6月9日(月)18時00分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、立石委員、石井(邦)委員、高橋委員、大関委員、篠田委員
会議内容	・ 広報PIチームからの報告 ・ 編集委員会からの宿題の検討 ・ 次回までに委員の皆様をお願いしたい事項
会議資料	「第20回検討部会」、「第19回検討部会の検討結果振り返り」、「各部会の提案による条例項目案 比較表」、「各部会における小項目案一覧表」、「編集委員会からの宿題」、「編集委員会への宿題議論の参考資料」、「絞り込み案」、「議事録(案)」
発言内容	<p>・ 広報PIチームからの報告(永瀬委員より報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結論からいうと、前回の会議後、第5部会が開催されてないため、何も決まらなかった。各部会から出た意見は次のとおり。 ・ 第1部会での意見。対話集会に議員さん、部会長さんはなじまないのではないか。そのため、15名は参加できなく、残りの32名でやることになる。 ・ 第2部会はみなさんの意見をお話した。 ・ 第3部会は、第2部会と同じような内容だった。4箇所くらいでフォーラムをやる。しかし、誰が説明するか、質問にどう答えるかの話になると意見が出なくなった。 ・ 第4部会では、どんな形でもいいから具体案を出してくれと言われているとのこと。 ・ 第5部会は、まだ会議が開かれていない。 <p>・ 編集委員会からの宿題の検討</p> <p>(1 (仮称)川口市自治基本条例の名称と理念について) (宿題の提出が一人からしかないため、次回に持ちこしとなった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回も話したが、総合計画で募集した「川口のキーワード」を生かしていったほうがいい。 ・ 総合計画で募集した「川口のキーワード」の検討結果は、この議論のあとになる。また、趣旨も違うため、別のものとして考える。 <p>(2 仮置きした大・中・小項目(編、章、節)の名称、順序、体系、数量等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3比較表の内容検討について」を議論した後の方が議論しやすいので最

後に議論する。

(今回欠席の河合委員からの意見について)

・第2部会で「議論未了」となっていた項目については、編集委員会又は他の部会で検討してもらおうとしたはずなのに、第2部会への差し戻しは疑問であるとの意見。

・編集委員会においては、第2部会で議論してくださいとのことであったし、時間制約もあるので、今後の議論のなかで、今まで「議論未了」であったところも考慮して、第2部会の意見をまとめることとする。

(各部会の提案による条例項目案比較表目次 備考欄の検討項目について)

(石井(邦)委員より)

(はじめに、個人的な自治基本条例案の編集方針案が示めされた。)

1. 解りやすく

1) ストーリー性を持たせる。又は、構造的な構成を持たせる。ストーリーであれば起承転結を、構造物であれば基礎、床、壁、天井、屋根といったつながりをつくっていくとお互いに話が分かっていく。

2) そもそもなぜこの自治基本条例が必要なのか分かりやすく説く必要がある。なぜなら、この前「まち研」(シンポジウム)に参加してきたのだが、その中で、自治基本条例がなくても別に変わらないとの内容があった。市民にそのようにとられてしまう。夕張の例を出し、危機感をあおり、このまま行ったらいずれだめになると伝えなければならない。それと、国の地方分権の方針もまとめ、これを前文とする。川口市の歴史とかではない。前文として必要なのは、なぜこの自治基本条例が必要なのかということである。

3) 2)の前文を受け、原理原則を明確にする。

4) そして、下から上にあげ、上が、天井が、目的やビジョンになる。

5) そして、ここを目指して行くために全体の文章がある。その間が柱である。それがある意味市民であり行政である。そして、その手段としてあるのが条例である。さきほど言った総合計画もそのうちの一つだと思う。こういったお互いの関係をモデルとして一回つくりあげておけば、市民に説明しやすくなると思う。ただこの文章を一から十まで読んでも全然わからない。あってもなくてもいいというのではだめだと思う。下手をすると編集委員会で、どこの市にもあるものをつくって終わりになる。こういうことは、どこの市にも結構あることのように。川口がそれではしょうがないので、分かりやすくということをあげた。

6) 「ですます調」であることが大事。そうするだけで、子ども、若い人が入りやすくなる。法律は大学の授業でもみなさん、一番面白くない単位だったと思う。今までどおり、法律用語で固めたら、絶対読まない。これは

とにかく必要である。ある人は、あいまいになると言ったが。

2. 持続性と発展性を持たせる

1) ビジョンを実現に近づけるためのアクションプログラムを必ず制定することを義務づける。

アクションプログラムはすぐにはできないから、つくることだけをどこかに入れておきたい。これがないと何も実現しない。アクションプログラムは5W1Hで、誰がいつ何をどうやるかが明確になっている。

2) 長期にわたる進行状況をチェックしながら管理する。前回の、機関の問題と同じである。発展性を持たせるためには必要。

3) 少ない人材、予算で大きな仕事するといった目標設定をする。民間会社で当たり前に行っていることをできれば入れたい。

3. 市民教育の重大性

1) そこで問題なのが市民である。行政や議会は一定のレベル以上にある。だけど市民はまちを運営していくという面においては、まったくの素人である。この3者が一緒に組んでやっていくのは難しい問題だと思う。そこをはっきり見極めていかないといけない。

2) 町会が発達しているといっても地域の差が大きい。地域ごとに可能な教育機関を準備していく。

3) 市民が向上すれば、黙っていても行政や議会は向上していく。市民の向上がスタートである。

4. 資金の必要性

1) そうすると何をやるにしてもお金が必要になってくる。行政や議会はもっているが、市民はまったくない。こんなハンディがあるなかで自治をやろうというのはありえない。そこをだれも議論してない。

2) そこで、自治基本条例のための、あるいは協働のための寄付、基金のようなものが必要ではないか。

5. 既存条例の整備と新規条例の設置

1) 具体活動になると、他の条例が必要になりそう。6月11日に久喜市で、3年前に制定した自治基本条例を受けてつくった、市民参加条例と、もう一つ、二つの条例の具体例を発表するシンポジウムがある。そのように、この条例ですべてをまとめようというのは無理だと思う。家の形だけつくって、住めるようにするには別の条例でつくるとい考え方を一致してつくる必要がある。

以上のような基礎的な考えをした上で、備考欄について考えてきた。

(基礎的な部分として)

「基本理念」「基本原則」「最高規範性」「定義」は、基本的な基礎の部分だと思ふ。これは絶対必要だと思ふ。

(市民の役割、責務に関して)

「責務」を第2部会はとった。他の部会はずけてきた。これをまったくとってしまうのではなくて、「責務」というと「市民の責務」というのはおかしいということ。「義務」ではないか。「権利と義務」の。「権利」を持つためには「義務」があるとすゝる。

(住民投票について)

この住民投票については、実施面では問題があるといふのは出ているが、選択肢として残したほうがいい。ただし、大項目としてではなくて中項目で入れる。

(市長の多選規定について)

まったく必要であろう。どんな優秀な人でも長期政権はだめである。組織は停滞する。アメリカの大統領も8年。あれがやはりアメリカを若返らせている。

(目標と時間軸)

アクションプログラムを起こすのと同じ趣旨。その必要性を主体(市民・行政・議会)ごとに謳っておいて、具体的には個々の条例に譲る。

(評議会・運用検証委員会)

基本法の継続性と実行性を担保するために必要。名称はここでは入れない。チェック機関である。

(広報の設置)

初期の段階では、必要である。媒体は、あまりお金がないだろうから、既存のものを活用する。

以上

(「 市長の多選規定について」の意見)

- ・市長の多選規定について、自治基本条例といふのは川口の憲法のようなもの。国で決めている憲法がある。それを超えるような内容といふのを入れるのはどうなのか。
- ・超えるか、超えないかは言えない。難しい。ただ、憲法にないものを入れているといふことはたくさんあるのではないか。超えているといふこ

とはない。

- ・そこまで基本条例で規定するのはどうなのか。
- ・憲法の要件を離れて制約してしまうと憲法違反になるのでは。
- ・多選の問題で一番難しいのは、どれくらいやったら多選なのかということ。7、8期なのか、3期なのか、あるいは4期で多選なのか。
- ・結局は、選挙民が選ぶのだから、選ばれたらしかたない。
- ・ただ組織は、どんないい人でも停滞する。
- ・意見が分かれているのであれば、両論併記にする。
- ・今、分かりやすい例で、多選を出したが、ほかにも、憲法に引っかかってくるところがたくさんでてくるのではないか。そこまで、この自治基本条例で規定するものなのか。役割として。
- ・規定をしないとあってもなくてもよい条例になってしまう。
- ・意識を高めていく意味はある。
長期政権は、やはり弊害がある。身近なところで、町会でも会長を20年近くやっている人もいるが、周りから言って、やめさせることはできない。やはり、規定としてあった方がいい。
- ・自治基本条例はそんなに細かくやらないといけないものなのか。他のところを読むと大まかになっているところがある。
多選規定は、細かい話ではない。大きな柱だと思う。
- ・これだけ社会の変化が激しい時代だから、変化に対応するためにも、昔の考えを踏襲するのはいかなものか。一番大切なのは新しい風を吹き込むこと。
- ・これは、どっちと決めずに両論併記とする。

(「 基礎的な部分として」の意見)

- ・「基本理念」「基本原則」「最高規範性」「定義」は、設けるのがあたり前のことに思う。
- ・第4部会で、いらないという意見があった。
- ・これがなければ、議論が進まない。
- ・「定義」を設けるかなどは、法規審査で、大きな立場から、判断が出ると思う。

(「 市民の役割、責務に関して」の意見)

- ・うちの部会以外は全部「責務」を使っている。
- ・第1部会は確か、権利はともかく、責務、義務は触れたくないと言っていた。
- ・義務は規定した方がいい。責務では少し強い。
- ・むしろ義務のほうが、具体性がある。納税の義務とか。責務の方は幅広い。

- ・分かりやすくというのなら、義務のほうがいい。
- ・それでは、第2部会では、義務という分かりやすい言葉にする。

（「住民投票について」の意見）

- ・住民投票は、切るわけにいかない。ただ、編集委員会では、非常に意見が分かれた。絶対やったほうがいいという人と、やらなくてもいいという人と。やる前提がないので、私は必要ないと思う。
- ・入れるのは決まっている。大項目か中項目かどちらか。
- ・入れるのであれば中項目でいいのでは。
- ・だが、住民投票条例のようなものをつくるなら大項目の方がいいのでは。条例がなければ運用はできない。
- ・構造をどうするかで変わってくる。あとで中身を議論するところで、決めていく。

（「目標と時間軸」の意見）

- ・これは、第2部会にしかない観点。必要である。

（「評議会・運用検証委員会」の意見）

- ・これも中身を議論するところで決めていく。

（「広報の設置」の意見）

- ・行政の仕事として広報というのはある。
- ・ちょっと違うニュアンスもある。
- ・それでは、あとで内容を議論するところで見えていく。

< 条例文章化案の作成 >

（作成方法）

- ・「絞り込み案」のうち、事務局案(たたき台)のたたき台2を参照して、第2検討部会の意見が漏れていないかどうかを確認していき、漏れているようならたたき台1等に戻り、拾い上げていく。
- ・時間がなくなった場合は、部会長、副部会長に一任する。

（事務局案1ページ：基本原則）

- ・たたき台1の1ポツ「押し付けにならないよう」はたたき台2の1「市民が自らの意思によって」に含ませることとする。そして、逐条解説には、「押し付けにならないように留意する」といったことも盛り込むことができる、ということにする。
- ・基本原則は、たたき台2の1を採用する。

(事務局案 1 ページ：条例の位置付け)

- ・議員案では「市政の基本事項について」最高規範となっているが、それだとそれ以外はいいのかということになってしまうので、「市政の基本事項について」は入れない。
- ・たたき台 2 を採用する。

(事務局案 1 ページ：地域のビジョン)

- ・ここは総合計画と重なる部分である。総合計画よりも自治基本条例の方が長期的な内容。
- ・たたき台 2 のように具体的に並べるともっとほかにあるのではないかとようになってしまう。なので、議員案のように抽象的に書いたほうがいい。
- ・みんなが読みやすい、分かりやすいといった視点も大切。
- ・具体的に「高齢者」などとすると総合計画の一つのテーマのようになってしまう。
- ・議員案に事務局案たたき台 2 の内容は含まれているので、議員案を採用し、もう一度、十分かどうかを次回議論する。

(事務局案 2 ページ：定義)

市民

- ・義務も規定するとなると、市民の範囲を広くしてしまい大変なのではないか。
- ・短期滞在者、買い物客は、対象外とする。
- ・「市民とは、本市に住み、働き、また学ぶ、個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。」とする。

協働

- ・国、県との連携についての記述が必要なら、「国、県、近隣市町村、海外との連携」で対応する。ここでは、行政は市だけでいい。
- ・たたき台 2 (2) の「行政」は「市」とする。

市民参画

- ・たたき台 2 (3) の「住民」を「市民」とする。「地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行う活動を指します。」を「市政の計画や条例等の案の作成、実施、評価の各段階における様々な活動をいう。」に修正する。

まちづくり

- ・「まちづくりとは、～項に掲げたビジョンを市民自治に基づき実現することをいう。」とする。

市民参加

- ・市民参加と市民参画は、レベルが違う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加については、議員案のものを残す。 (議員案 4 ページ：市民の責務・役割) ・ 議員案を修正して採用する。 ・ 知る権利について、濫用されないように一定の条件を設ける必要がある。 ・ 詳細な話になると、情報公開条例の話になってしまう。自治基本条例はまちづくりに関する条例である。 ・ 「参画する」を「参加、参画する」とする。 ・ ただ参加するだけでなく、意見を言ったり、提案する権利も盛り込んだ方がいい。 (事務局案 4 ページ：市民参加・協働) ・ この条例の中では簡単に定め、協働については、別に条例を定めればいいのか。 ・ 方法論的なことは、自治基本条例に載せなくてもいい。 ・ 「協働を推進する条例を別に定める」とだけ記す。 ・ 次回（6月16日）までに委員の皆様をお願いしたい事項（宿題） ・ (仮称)川口市自治基本条例の名称と理念について考えてくる。 ・ 地域ビジョンの項目について議員案をもとに再度考えてくる。 ・ 残りの項目をよく読んでくる。
次回以降日程	<p>第 21 回検討部会 6 月 16 日（月）18 時 00 分～20 時 00 分 川口市職員会館 3 階 会議室</p>